

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県小田原市曾比1881番地

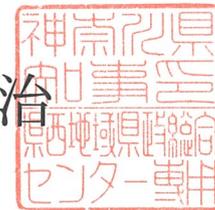
氏名 宝栄産業株式会社

（法人にあっては
名称及び代表者
の氏名） 代表取締役 佐藤 啓二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒 岩 祐 治



許可の年月日 令和 6年 2月 5日
(初回許可年月日 平成 5年 12月 15日)
許可の有効年月日 令和 10年 12月 14日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（中和、コンクリート固型化）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 中和に係るもの

廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）

特定有害産業廃棄物

金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表1のとおり。）

イ コンクリート固型化に係るもの

特定有害産業廃棄物

金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表2のとおり。）

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

令和 8年 2月 16日 変更届出（保管施設の規模変更）

令和 6年 2月 5日 更新許可

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

無



2. 事業の用に供するすべての施設
中間処分を行う場所及び施設の規模等は次に限る。

(1) 成田事業所
ア 設置場所

神奈川県小田原市成田1049番1、1049番2

イ 中間処理施設

- ・中和施設1
設置年月日 平成23年 7月28日 処理能力 5.9 m³/日 (稼働時間8時間) 2基
(特定有害産業廃棄物(廃酸、廃アルカリ))
- ・中和施設2
設置年月日 平成23年 7月28日 1基
廃酸 (pH2.0以下のものに限る。) 処理能力 15.3 m³/日 (稼働時間8時間)
廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。) 処理能力 17.5 m³/日 (稼働時間8時間)
- ・コンクリート固型化施設
設置年月日 平成23年 7月23日
許可年月日 平成23年 6月 8日 許可番号 西セ第7101号
処理能力 10 t/日 (稼働時間8時間) 2基 ※2基同時稼働は不可
(特定有害産業廃棄物(鉍さい、ばいじん、燃え殻、汚泥))

ウ 受入廃棄物の保管施設

- ・廃酸 (pH2.0以下のものに限る。)、廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。)
保管面積 13.30m² 最大保管量 15.40m³ ドラム缶、ポリ容器、タンク
- ・特定有害産業廃棄物(廃酸・廃アルカリ)
保管面積 5.88m² 最大保管量 3.16m³ ドラム缶、ポリ容器
- ・特定有害産業廃棄物(燃え殻)
保管面積 2.93m² 最大保管量 1.60m³ ドラム缶
- ・特定有害産業廃棄物(汚泥)
保管面積 12.87m² 最大保管量 13.08m³ ダンボール箱、ドラム缶
- ・特定有害産業廃棄物(鉍さい)
保管面積 2.67m² 最大保管量 1.20m³ ドラム缶
- ・特定有害産業廃棄物(ばいじん)
保管面積 8.75m² 最大保管量 8.60m³ フレコンバッグ、ドラム缶

エ 処理後物の保管施設

- ・政令13号廃棄物
保管面積 7.82m² 最大保管量 17.60m³ パレット上
- ・廃酸、廃アルカリ
保管面積 5.25m² 最大保管量 10.00m³ タンク
- ・特定有害産業廃棄物(廃酸・廃アルカリ)
保管面積 5.25m² 最大保管量 10.00m³ タンク

(2) 東町積替保管場

ア 設置場所

神奈川県小田原市東町5丁目406番、5丁目407番

イ 処理後物の保管施設

- ・政令13号廃棄物
保管面積 13.25m² 最大保管量 21.4m³ パレット上



ア 中和

産廃物の種類 金属等の名称	鉍	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	
	さい							
水銀又はその化合物	-	-	/	/	-	○	○	
カドミウム又はその化合物	-	-	-	/	-	○	○	
鉛又はその化合物	-	-	-	/	-	○	○	
有機燐化合物	/	/	/	/	-	-	-	
六価クロム化合物	-	-	-	/	-	○	○	
砒素又はその化合物	-	-	-	/	-	○	○	
シアン化合物	/	/	/	/	-	-	○	
ポリ塩化ビフェニル	/	/	/	/	-	-	-	
トリクロロエチレン	/	/	/	/	-	-	-	
テトラクロロエチレン	/	/	/	/	-	-	-	
ジクロロメタン	/	/	/	/	-	-	-	
四塩化炭素	/	/	/	/	-	-	-	
1・2-ジクロロエタン	/	/	/	/	-	-	-	
1・1-ジクロロエチレン	/	/	/	/	-	-	-	
シス-1・2-ジクロロエチレン	/	/	/	/	-	-	-	
1・1・1-トリクロロエタン	/	/	/	/	-	-	-	
1・1・2-トリクロロエタン	/	/	/	/	-	-	-	
1・3-ジクロロプロペン	/	/	/	/	-	-	-	
チウラム	/	/	/	/	-	-	-	
シマジン	/	/	/	/	-	-	-	
チオベンカルブ	/	/	/	/	-	-	-	
ベンゼン	/	/	/	/	-	-	-	
セレン又はその化合物	-	-	-	/	-	-	-	
1・4-ジオキサン	/	-	/	/	-	-	-	
ダイオキシン類	/	-	-	/	-	-	-	

備考：「○」は、取り扱うことのできるものを、「-」は、取り扱うことのできないものを示す。

イ コンクリート固化

産廃物の種類 金属等の名称	鉍	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
	さい						
水銀又はその化合物	○	○	△	△	○	—	—
カドミウム又はその化合物	○	○	○	△	○	—	—
鉛又はその化合物	○	○	○	△	○	—	—
有機燐化合物	△	△	△	△	—	—	—
六価クロム化合物	○	○	○	△	○	—	—
砒素又はその化合物	○	○	○	△	○	—	—
シアン化合物	△	△	△	△	○	—	—
ポリ塩化ビフェニル	△	△	△	△	—	—	—
トリクロロエチレン	△	△	△	—	—	—	—
テトラクロロエチレン	△	△	△	—	—	—	—
ジクロロメタン	△	△	△	—	—	—	—
四塩化炭素	△	△	△	—	—	—	—
1・2-ジクロロエタン	△	△	△	—	—	—	—
1・1-ジクロロエチレン	△	△	△	—	—	—	—
シス-1・2-ジクロロエチレン	△	△	△	—	—	—	—
1・1・1-トリクロロエタン	△	△	△	—	—	—	—
1・1・2-トリクロロエタン	△	△	△	—	—	—	—
1・3-ジクロロプロペン	△	△	△	—	—	—	—
チウラム	△	△	△	△	—	—	—
シマジン	△	△	△	△	—	—	—
チオベンカルブ	△	△	△	△	—	—	—
ベンゼン	△	△	△	—	—	—	—
セレン又はその化合物	—	—	—	△	—	—	—
1・4-ジオキサン	△	—	△	—	—	—	—
ダイオキシン類	△	—	△	△	—	—	—

備考：「○」は、取り扱うことのできるものを、「—」は、取り扱うことのできないものを示す。